

建設工事に関連する建築の設計業務委託における最低制限価格制度実施要綱

平成29年4月1日

総第1号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市が発注する建設工事に関連する建築の設計業務（以下「設計業務」という。）に係る競争入札において、締結しようとする契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設ける場合に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2 最低制限価格を設ける対象業務は、総務部契約管財室契約課が競争入札を執行する設計業務とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3 最低制限価格は、契約ごとの予定価格に100分の80乗じて得た額から100分の60を乗じて得た額の範囲内で定めた額とする。

(予定価格書への記載)

第4 最低制限価格を設けたときは、予定価格書に当該最低制限価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5 最低制限価格を設けたときは、指名競争入札執行通知書等に最低制限価格を設定している旨を記載し、周知するものとする。

(落札者の決定)

第6 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。